

議 案 第 6 8 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

時間外勤務代替休制度の導入に伴い、時間外勤務手当の条文を整備するとと
もに、義務教育等教員特別手当の額を引き下げ、年末年始勤務手当を廃止する
ため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の2項を加える。

5 勤務時間条例第6条に規定する時間外勤務代替休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代替休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間及び第3項ただし書に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とし、同項第2号中「100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合」とあるのは、「100分の50」とする。

第20条の5第2項中「1,700円」を「8,000円」に改める。

別表第7年末年始勤務手当の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。